

外国人の方に関する登録制度等について

今まで、日本に生活する外国人住民の方は外国人登録法により、日本人住民とは別に外国人登録をすることとされていました。

平成24年7月9日に住民基本台帳法、入国管理法などの法律が改正され、外国人登録制度が廃止され、届出方法や手続きの場所が変わりました。

詳しくは、村民課村民保険係までお問い合わせください。

主な変更点

- ・外国人住民の方に住民票が作成されました。
- ・外国人登録証明書にかわり、在留カードまたは特別永住者証が交付されます。
- ・今まで檜原村外へ転出する際の届出が不要でしたが、檜原村へ転出の届出をし、転出証明書の交付を受けることが必要となりました。
- ・外国人登録原票に基づく証明書ができなくなりました。

在留カードまたは特別永住者証明書の交付

新制度の開始後も一定期間は現在の外国人登録証明書は有効ですが、在留カードまたは特別永住者証明書に切替えが必要です。申請窓口は在留カードは地方入国管理局となり、特別永住者証明書は市区町村となります。

年齢	在留資格	有効期間
16歳以上の方	永住者	新制度の開始日から3年まで（平成27年7月8日）
	永住者以外の方	在留期間の満了日まで
	特別永住者	新制度の開始日から3年または、外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間の初日のどちらか遅い日まで
16歳未満の方	永住者	新制度の開始日から3年または、16歳の誕生日のどちらか早い日まで
	永住者以外の方	在留期間の満了日または、16歳の誕生日のどちらか早い日まで
	特別永住者	16歳の誕生日まで

詳しくはこちらをご覧ください。

法務省ホームページ

新しい在留管理制度がスタート

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

特別永住者の制度が変わります。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html

総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

総務省ホームページ英語版

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.english.html